

## 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係る基本指針について

(5月19日付 厚生労働省・こども家庭庁告示の抜粋)

市町村第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の作成にあたって、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の基本方針から一部改正がありました。新たな成果目標は以下のとおりです。

## ■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和 8 年度末の目標）

※下線は前回指針からの改正箇所

番号	項目	内容
1-1	地域生活移行者数	・ <u>令和 8（2026）年度末時点で、令和 4（2022）年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行</u>
1-2	施設入所者数	・ <u>令和 8（2026）年度末時点で、令和 4（2022）年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減</u>
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上</u></li> <li>・<u>精神病床における 65 歳以上の 1 年以上の入院患者数及び令和 8 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数を目標値として設定</u></li> <li>・<u>精神病床における早期退院率：</u> <u>3 か月後 68.9%以上 6 か月後 84.5%以上 1 年後 91.0%以上</u></li> </ul>
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和 8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上運用状況を検証、検討</u></li> <li>・<u>強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</u> <u>【新規】</u></li> </ul>
4-1	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和 8（2026）年度中の移行者数が、令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上</u></li> <li>・<u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上</u> <u>【新規】</u></li> </ul>

番号	項目	内容
4-2	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、 <u>令和3（2021）年度実績の1.31倍以上</u>
4-3	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、 <u>令和3（2021）年度実績の1.29倍以上</u>
4-4	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8（2026）年度中の移行者数が、 <u>令和3（2021）年度実績の1.28倍以上</u>
4-5	就労定着支援事業の利用者数	・令和3（2021）年度実績の <u>1.41倍以上</u>
4-6	就労定着支援事業の就労定着率	・就労定着率が <u>2割5分以上（利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業者の割合）</u>
5-1	<u>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進</u>	・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8（2026）年度末までに、 <u>障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築【新規】</u>
5-2	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-3	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-4	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
5-5	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	・令和8（2026）年度末までに、 <u>市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保</u> ・ <u>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</u>
7	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	・令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築